第５６回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成25年10月31日（木）15:00～17:00
場所　第２水産ビル　３階　３Ｇ会議室

１　開　　会

２　議　　事

（１）分野別審議について
・ 高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲
・ 北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲

（２）答申案について
・ 第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲
・ 商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化

（３）次期委員会への申し送り事項について

（４）その他

３　閉　　会

【配付資料】

資料１　道民アイデア等の審議状況
資料２　高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲
資料３　北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲
資料４　答申案（第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲）
資料５　答申案（商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化）
資料６　次期委員会への申し送り事項（案）

参考資料１　第６回答申に向けた道民提案及び庁内提案の検討状況等
参考資料２　第６回答申に向けた道州制特区提案検討委員会　開催状況

席上配布資料

第５５回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成２５年１０月８日（火）１５：００～１７：００

■開催場所：プレスト１・７　２階　Ｃ・Ｄ会議室

■審議結果概要

議事（１）国から地方への事務・権限の移譲等について

◯事務局から次のとおり報告

・9月13日開催の国の第３回地方分権改革推進本部において「当面の方針案」を決定

・これにより、国は地方公共団体に移譲する事務・権限について、本年末頃までに見直し方針を取りまとめることを正式に決定

議事（２）分野別審議について

◯３項目について分野別審議を行った結果、次の２項目については、答申の可否を判断するために必要な情報の収集・整理等を行った上で、さらに分野別審議を継続

・高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲（資料１の№.５）

・北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲（資料１の№.６）

◯残る１項目「鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務」（資料１の№.11）については一旦検討を終了

議事（３）整理案について

◯次の２項目に係る整理案を審議した結果、案のとおり答申案とし、次回審議すべきとして了承

・第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲（資料１の№.１）

・商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化（資料１の№.７）

資料１

道民アイデア等の審議状況

区　分	No.	審　議　事　項	審　議　状　況							
			49回	50回	51回	52回	53回	54回	55回	56回
道民アイデア (H21年度~H23年度)	1	第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲	1次整理→	分野別審議		整理案・保留	→	国の方針案が見えたため保留解除	修正整理案了	答申案
	2	広域観光圏の指定権限の移譲	1次整理→	分野別・保留	→	→	→		→	→
	3	産業振興支援策の道への移譲					1次整・保留		→	→
	4	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲						1次整理→	→	→
	5	高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲						1次整理→	分野別審議	分野別審議
	6	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲						1次整理→	分野別審議	分野別審議
移譲済み4事務関連項目等	7	商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化		庁内で検討中であることを報告	庁内での検討・調整状況を報告	国の動向を見極めるため検討保留	→	国の方針案が見えたため保留解除	整理案了	答申案
	8	指定医療機関の指定と類似の事務					→		→	→
	9	調理師養成施設の指定と類似事務（栄養士養成施設の指定事務）					→		→	→
	10	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認監視指導等の権限					→		→	→
	11	鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務					→		分野別審議了⇨一旦検討終了	

【今後の審議予定事項】

○道民アイデア（平成24年度分）の第1次整理

～平成24年度中に道（事務局）に寄せられた21項目の道民アイデアについて審議

○関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限

～国から地方への報告聴取・立入検査等に限った移譲について許認可・措置命令等の関連する事務・権限を併せて移譲するよう特区提案できないか審議

資料２

高層木造建築物の性能評価に係る設定権限の移譲

高層木造建築物の性能評価に係る認定権限について　・・・・・・・・・１

高層木造建築物に係る主要構造部の耐火構造等認定事務　・・・・・・・２

防耐火構造等の認定に係る関係機関からのヒアリングについて　・・・３

建築基準法に基づく性能評価のご案内　・・・・・・・・・・・・・・４

諸外国における木造建築物の状況等について　・・・・・・・・・・・８

高層木造建築物の性能評価に係る認定権限について

○高さが１３ｍを超える
○主要構造部に木材を用いている
（主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう）

耐火建築物としなければならない

【耐火建築物の要件】

主要構造部を耐火構造とすること

又は

主要構造部を建築基準法施行令第１０８条の３に定める技術的基準に適合すること

【建築基準法施行令第１０８条の３に定める技術的基準】

主要構造部が耐火性能検証法により確かめられたものであること

又は

耐火性能検証法の基準に相当するものとして**国土交通大臣の認定**を受けたものであること

本提案において移譲を求めている権限

国土交通大臣の認定に当たっては、国土交通大臣が指定した性能評価機関に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。

道総研が性能評価機関としての機能を有しているのは、この部分（ただし、主要構造部のうち壁のみ）

道総研は、ここでいう性能評価機関として指定されていない（道内にはここでいう性能評価機関は存在しない）

高層木造建築物に係る主要構造部の耐火構造等認定事務

建築基準法第2条第9号の2イ(1)
【耐火構造：法第2条第1項第7号】

建築基準法第2条第9号の2イ(2)
建築基準法施行令第108条の3
【政令で定める基準】

道総研で評価可能

【主要構造部】

壁

柱
床
はり
階段又は屋根

【主要構造部】

耐火性能検証法の基準に
相当するもの

指定性能評価機関による性能評価

国土交通大臣の認定

この部分にも国土交通大臣の認定権限あり

今回のアイデアによる権限移譲対象

防耐火構造等の認定に係る関係機関からのヒアリングについて

関係機関名	ニーズやマーケットの状況	道が認定権限の移譲を受けることで想定されるメリット・デメリット	その他参考事項
北方建築総合研究所	・防耐火構造の性能評価試験の件数は、最近10年間は、年間4～8件で推移。 ・申請者は多くは道外企業 （道内に支社がある本州企業） ・製品開発は大手メーカーが長けており、必然的に本州企業からの申請が多くなる。 北海道にも地場産材を活用した申請が過去にあったが、最近は申請が減少している。 ・北総研では現在、構造に関し「壁」のみ評価を行っているが、柱、梁、床など、評価できる項目を増やせば、需要の掘り起こしにつながると思われる。 ただし、評価項目を増やすには新たに耐火炉を設置しなければならない等相当な設備投資が必要であるほか、評価に精通した人材の確保が不可欠である。	・性能評価から認定まですべて道内で完結できることになれば、それまで認定申請のために東京へ出向いていたのが、道内で済ませられることになる。 ・ただし、性能評価試験を受けるのは道外企業がほとんどあることから、道内で完結することに対して、特にメリットは感じないと思われる。 ・性能評価は道外で、認定申請は北海道で、という方式も可能になるが、あまり想定できない。	・防耐火構造の壁の性能評価をできる機関は全国で5つ。 ・国土交通省の認定審査の詳細は不明だが、過去の評価上の取り扱いと異なる場合は、評価機関が国土交通省から直接照会を受けることがある。
林産試験場	・道内に高層木造建築物は無い。 高層木造建築物は耐久性や強度とともに高度な耐火性能が求められるものであり、大手ゼネコンが施工している例があるのみ。 ・高層木造建築の需要を起こすならば、まず道と業者が共同研究をするなどして製品開発をするところから始めるべき。 道内には、高層木造建築に係る技術をもった業者はない。また、企業側が単独で技術開発をするにも体力面で困難。 ・こうしたことから、高層木造建築のニーズは生じにくく、認定権限を移譲されても、申請が増えるとは考えにくい。	・認定権限の移譲により、認定に要する期間が少し短縮される可能性はあるのかもしれないが、認定までに最も時間を要するのは性能評価。 ・性能評価機関の設備や人材を充実させなければ、高層木造建築物の活性化や林業振興に結びつかないと思う。 ・なお、道が移譲を受けたことによるデメリットは特にないのかもしれないが、ニーズの面でどうなのか。	・国が行っている認定権限の詳細はわからないが、特殊な製品の審査であることから、形式審査で済むものではないと思われる。 ・「木造建築物の耐火性能」と聞くと、壁、床、柱など部分ではなく、構造を含めて建物一体として考える。壁のみの性能評価に係る認定権限というのはピンとこない。

建築基準法に基づく
性能評価業務のご案内

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
建築研究本部（北方建築総合研究所）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部（北方建築総合研究所）は、国土交通大臣より、「指定性能評価機関」の指定を受け、建築基準法に基づく構造方法等の認定に必要な評価業務を行っています。

■業務の範囲

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第５９条第１号、第２号、第８号の３に掲げる下記の業務を行っています。

種　類	建築基準法・施行令	項　　目　（対象部材）
防耐火構造及び防火設備（第１号）	法第２条第７号	耐火構造　（耐力壁、非耐力壁）
	法第２条第７号の２	準耐火構造　（耐力壁、非耐力壁、軒裏）
	法第２条第８号	防火構造　（耐力壁、非耐力壁、軒裏）
	法第２条第９号の２ロ	耐火建築物の防火設備に係る遮炎性能
	法第２３条	準防火構造　（耐力壁、非耐力壁）
	法第６４条	準防火地域の防火設備に係る準遮炎性能
	令第１１２条第１項	特定防火設備の遮炎性能
	令第１１４条第５項	準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備の遮炎性能
	令第１１５条の２の２第１項第１号	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の加熱後の変形の有無（耐力壁、非耐力壁、軒裏）
	令第１１５条の２の２第１項第４号ハ	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさしの遮炎性能
防火材料（第２号）	法第２条第９号	不燃材料
	令第１条第５号	準不燃材料
	令第１条第６号	難燃材料
ホルムアルデヒド発散建築材料（第8号の3）	令第２０条の７第２項	建築材料からのホルムアルデヒドの発散速度 0.02mg/㎡·h＜発散速度≦0.12mg/㎡·h
	令第２０条の７第３項	建築材料からのホルムアルデヒドの発散速度 0.005mg/㎡·h＜発散速度≦0.02mg/㎡·h
	令第２０条の７第４項	建築材料からのホルムアルデヒドの発散速度 発散速度≦0.005mg/㎡·h

■業務区域

日本全域です。

■業務規程

性能評価の業務は、国土交通大臣から認可を受けた**「性能評価業務規程」**（P21～27）に基づき実施しています。

■業務の流れ（防耐火構造及び防火設備）

事前打ち合わせ

（1）お問合せ

お問い合せ窓口は、下記のとおりです。
建築研究本部総務部性能評価課
電話　０１６６－６６－４２４０（直通）

（2）事前協議

評価内容、試験方法、試験体仕様、スケジュール、必要経費等について試験担当者と事前協議を行っていただきます。
事前協議の際に試験体製作申込書、性能評価申請書など、必要な書類をお渡しします。

試験体製作（約1～1．5ケヨ）

（3）試験体製作の申込

「試験体製作申込書」を提出してください。

**（4）試験体製作費通知
試験体製作受託契約**

「試験体製作費用通知書」及び「試験体製作受託契約書」を郵送しますので、申請者と当本部（道総研）の間で、試験体製作受託契約を締結していただきます。

（5）試験体製作費用の納入

受託契約締結後に「振込依頼書」を郵送しますので、金融機関にて、納入期限（試験体製造業者への発注）までに試験体製作費を納入してください。

**（6）試験体の製作(外注)
成分分析（外注）
試験体管理**

当本部にて、試験体製作を製造業者に発注し、建築研究本部防耐火実験室内において試験体を製作します。
必要に応じて、試験体の成分分析を外注します。

性能評価（約2～3ケ月）

（7）性能評価申請

「性能評価申請書」及び「添付図書」一式を各１部提出してください。

**（8）引受承諾
振込依頼書の送付**

「引受承諾書」と性能評価手数料を納めていただくための「振込依頼書」を発行し、申請者あてに郵送します。

（9）性能評価手数料の納入

送付された振込依頼書により、お近くの金融機関にて、納入期限（試験開始前）までに手数料を納入してください。

（13）試験の実施

評価員立ち会いの下、試験を実施します。

（14）性能評価審査会の実施

試験終了後、性能評価書の原案を作成し、性能評価審査会にて、性能評価書（案）の審議を行います。

（15）性能評価書の発行

性能評価審査会の審議結果を受け、「性能評価書」を発行します。
不適合の場合は、「性能評価判定基準に適合しない旨の通知」を発行します。

認定申請

（16）国土交通大臣への認定申請

国土交通大臣への認定申請は、申請者が行うことになります。※当本部では申請業務の代行はしておりません。

■業務の流れ（防火材料及びホルムアルデヒド発散建築材料）

事前打ち合わせ

（１）お問合せ

お問い合せ窓口は、下記のとおりです。
建築研究本部総務部性能評価課
電話　０１６６－６６－４２４０（直通）

（２）事前協議

評価内容、試験方法、試験体仕様、スケジュール、必要経費等について試験担当者と事前協議を行っていただきます。
事前協議の際に技術指導依頼書、性能評価申請書など、必要な書類をお渡しします。

性能評価（約２～３ヶ月）

（７）性能評価申請

「性能評価申請書」及び「添付図書」一式を各１部提出してください。

（８）引受承諾 振込依頼書の送付

「引受承諾書」と性能評価手数料を納めていただくための「振込依頼書」を発行し、申請者あてに郵送します。

（９）性能評価手数料の納入

送付された振込依頼書により、お近くの金融機関にて、納入期限（試験開始前）までに手数料を納入してください。

（10）依頼試験等申込書

試験体の採取に当本部職員が立会う（サンプリング調査）場合は、「依頼試験等申込書」を提出してください。

（11）サンプリング調査の手数料の納入

送付された振込依頼書により、お近くの金融機関にて、納入期限までに手数料を納入してください。

（12）試験体の採取

当本部職員立ち会いの下、業務方法書に基づき性能評価試験の試験体を採取します。申請者が採取する場合は試験体採取報告書を提出してください。

（13）試験の実施

評価員立ち会いの下、試験を実施します。

（14）性能評価審査会の実施

試験終了後、性能評価書の原案を作成し、性能評価審査会にて、性能評価書（案）の審議を行います。

（15）性能評価書の発行

性能評価審査会の審議結果を受け、「性能評価書」を発行します。
不適合の場合は、「性能評価判定基準に適合しない旨の通知」を発行します。

認定申請

（16）国土交通大臣への認定申請

国土交通大臣への認定申請は、申請者が行うことになります。※当本部では申請業務の代行はしておりません。

諸外国における木造建築物の状況等について

【国別木造建築の建設可能階数】

建設可能階数	国　　名
制限なし	スウェーデン、ノルウェー、デンマーク
８　　階	イギリス
６　　階	スイス、カナダ
４　　階	日本、オーストリア、フィンランド、スコットランド

【諸外国における木造建築推進の取組等】

○北欧諸国

・１９９０年代半ばから、木造建築物の火災安全性を確保するための新しい火災設計技術の開発を推進

・各国の政府は、雇用拡大、輸出、国内産業の発展、エコロジーといった観点から木造多層建築の援助を行っている。

・スウェーデン政府は、住宅産業の活性化の触媒として木造多層建築の部材のプレハブ化を積極的に奨励。

・森林産業界では、木製品メーカーや建設業界と共同で木材の効率的、経済的な利用法を模索し、より優れた工法の研究に対して援助。

○イギリス

北米の軽量枠組壁工法を採用し、木造多層建築を他の国よりも多く実現させている。

○カナダ

戸建て住宅の建築コストは、鉄骨造よりも木造の方が約１７％安く、保険料率が高くても（鉄骨造の５倍)、トータルでは木造の方が安くなる。

【諸外国の性能評価の状況】

○日本の木造大規模建築物の耐火認定に係る性能評価は、炉の中で３時間燃焼し、さらに消火後３時間崩壊しないことが要求される。
ヨーロッパや北米諸国における耐火性能要求には、消火後３時間に関する項目はない。

○スウェーデンでは、構造部の遮熱性能を評価する「アディション・メソッド」という方法がある。これは、日本の耐火性能評価方法に比べると簡易なものではあるが、木造耐火構造の開発や断熱壁体の耐火性能を評価する上で、スクリーニングの手段としては優れた方法だと言われている。

北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲

現状

都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法に定める一定の基準の範囲内で、都道府県議会が定めることとされている。

【一定の基準の例】
- 選挙区は振興局又は市の区域
- 選挙区の人口が一定基準を下回った場合は強制的に合区
- 各選挙区の議員の数は人口に比例

課題

都道府県がそれぞれの地域特性に応じて主体的に選挙区を設定できる制度となっていない。

【北海道の地域特性】
- 国土の22%を占める広大な面積
- 積雪寒冷という厳しい自然環境
- 少子高齢化の急速な進行
- 大都市への人口の一極集中　等

目指すすがた

地域が主体的に選挙区を設定できる仕組みの導入

現状

公職選挙法に定める一定の基準の範囲内で選挙区を設定

（基準例）
- 選挙区は振興局又は市の区域
- 選挙区の人口が一定基準を下回った場合は強制的に合区
- 各選挙区の議員の数は人口に比例

提案

公職選挙法に定める一定の基準に縛られることなく選挙区を条例で設定できるよう権限を移譲

北海道の地域特性を考慮した定数配分や選挙区の設定

北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲〈新旧対照表〉

区　　分	現　　行	権　限　移　譲　後
イメージ図	○都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法に定める一定の基準の範囲内で各都道府県の条例により規定 公職職選挙法に定める一定の範囲内で選挙区を決定 【公職選挙法に定める主な基準】 ■選挙区の設定単位 都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による。 ただし、北海道においては、振興局を郡とみなす。 ■強制合区 当該選挙区の人口が、当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しないときは、条例で隣接する他の都市の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない。 ■人口比例原則 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。 ⇩ 都道府県がそれぞれの地域それぞれの特性に応じて、 主体的に選　挙区を設定できる制度となっていない。	○北海道議会議員の選挙区の設定に関しては、北海道が独自に定めた基準に基づき、条例により規定 地域が主体的に選挙区を設定できる仕組みの導入 公職選挙法に定める一定の基準に縛られることなく 選挙区を設定できる権限を移譲 ⇩ 北海道の地域特性を考慮した定数配分や選挙区の設定
法令制度	○公職選挙法第１５条等において、都道府県の議会の議員の選挙区の設定に関するルールを規定している。	○道州制特区推進法において、特定広域団体が道州制特別区域計画を作成したときは、都道府県の議会の議員の選挙区の設定に関する公職選挙法の規定を適用しない旨の条文を追加する。

資料４

答　　申　　案

第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲

（案）

第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲

現状

・人口減少、少子高齢化が進む中、「観光」は交流人口の拡大に貢献し、新たな消費や雇用を生み出すなど、地域の活性化を図る上で、ますますその重要性が高まっている。
・北海道観光を取り巻く環境は、長らく低迷する経済情勢や東日本大震災などの影響により、観光客の入り込みが伸び悩むなど、厳しい状況が続いている。
・このような状況の下、団体型から個人型に推移している最近の旅行形態に応じて、地域資源を生かした滞在型の観光地づくりなどに取り組むことで、本道の地域観光の魅力向上を図り、更に地域経済の活性化につなげていくことが求められている。

課題

・道内各地の地域観光の魅力向上を図る上で、特に個人型旅行客をターゲットとした地域発の着地型旅行商品の充実が課題である。
・そのためには、地域を熟知した中小旅行業者等（観光協会、NPOなどを含む）が地元の観光資源を生かした着地型旅行商品の企画・造成・販売に直接参入することが重要である。
・このような中小旅行業者等は第3種旅行業登録を取得する者が多いが、旅行業法の現行制度では、第3種旅行業者自らが募集型企画旅行を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりの障壁となっている。

目指すすがた

道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の決定権限の移譲を受け、本道観光の特性等に応じて緩和

現　状		提　案
第3種旅行業者の実施区域		道内の第3種旅行業者の実施区域
①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内		①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内
観光庁長官の定める区域	権限移譲 →	*北海道知事の定める区域*
②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島		②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島
③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域		③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域
	本道観光の特性等に応じた緩和 ↓	④北海道知事が移譲を受けた権限に基づき区域を拡大

※想定例～道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施可能な区域を、現行制度の区域（①＋②＋③）に加え、観光圏整備法第8条第3項の国交大臣認定を受けた「観光圏」の区域内まで、北海道知事の裁量により拡大（＋④）する。

・観光圏内の第3種旅行業者の募集型企画旅行実施への参入機会が拡充されることで、着地型旅行商品の充実による観光圏の魅力向上、更には、滞在型観光の促進につながることが期待できる。
・近年増加傾向にある個人型旅行客に向けた本道の着地型観光コンテンツの充実が、地域への誘客を促進し、ひいては地域経済の活性化につながるものと期待できる。

第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲＜新旧対照表＞（案）

区　分	現　　行	権　限　移　譲　後
イメージ図	【第３種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域は限定的】 ○現行制度において、第３種旅行業登録の中小旅行業者等（観光協会、NPOなどを含む）は、募集型企画旅行(※注1)を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の観光資源等を生かした、着地型旅行(※注2)商品の企画・造成・販売に直接参入することができず､本道観光の魅力向上にとっても重要な課題となっている。 第３種旅行業者の実施区域 ①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内 ***観光庁長官の定める区域*** ②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島 ③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域 ※注１「募集型企画旅行」とは、旅行業者が、旅行者の募集のために、あらかじめ旅行の計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービス等の提供に係る契約を、自己の計算において締結する行為。 ※注２「着地型旅行」とは、旅行者を受け入れる地域(着地)側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。	【道内において第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を緩和】 ○第３種旅行業の範囲のうち、「観光庁長官の定める区域」について、当該区域を定める権限を北海道知事に移譲することにより、道内の第３種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域を、北海道知事が本道観光の特性等に応じて緩和（拡大）できるようにする。 道内の第３種旅行業者の実施区域 ①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内 ***北海道知事の定める区域*** ②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島 ③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域 ④道知事が移譲を受けた権限に基づき区域拡大 ◇道知事の裁量による区域拡大については、本道観光の特性等に加え、消費者保護や第２種旅行業者との競合回避などの問題点を勘案の上、観光圏整備法第８条第３項の国交大臣認定を受けた「観光圏」の区域内までの範囲が想定される。 ◇本道観光にとって期待できる効果等 ・観光圏内の第３種旅行業者の募集型企画旅行実施への参入機会の拡充 → 着地型旅行商品の充実による観光圏の魅力向上 → 滞在型観光の促進 ・近年増加傾向にある個人型旅行客に向けた着地型観光コンテンツの充実 → 地域への誘客促進 → 地域経済の活性化
法令制度	○第３種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域は、「営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域」並びに「観光庁長官の定める区域」に限定されている。 （旅行業法施行規則第１条の２第３号） ○このうち「観光庁長官の定める区域」については、（１）及び（２）のいずれも満たした場合の、第３種旅行業者の営業所の存する市町村と海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）による一般定期航路事業で結ばれた市町村の区域となっている。 （観光庁告示第６号[平成21年3月31日]） （１）これらの区域が同一の都道府県内又は隣接若しくは近接する都道府県内に存すること。 （２）これらの市町村の一方又は双方の市町村が本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島）のうち半島の地域又は離島（本土に付属する島）に存すること。	【特区提案】 ○道内においては、旅行業法施行規則第１条の２第３号の「観光庁長官の定める区域」を「北海道知事の定める区域」とする。 ＜旅行業法施行規則＞ 第一条の二　法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。 一～二　（　略　） 三　第三種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）

第３種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域拡大の検討について【試案】

実施区域／区分	現行制度 （営業所の存する市町村及び隣接市町村＋観光庁長官が定める区域内（離島・半島特例））	小 → 実施区域緩和の度合 → 大 〈試案１〉各観光圏内 （観光圏整備法に基づく国の認定を受けた観光圏＝いわゆる広域観光圏の区域内）	〈試案２〉道内４ブロック圏域 （道央、道南、道北、道東）	〈試案３〉道内全域
メリット	○消費者保護の面でリスクを最小限に抑えることができる ○第２種旅行業者との競合が生じる可能性が小さい	○消費者保護の面でリスクを一定程度の範囲内に抑えることができる ○第２種旅行業者とのある程度の棲み分けは可能 ○観光圏制度との整合が図れる（観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を最大限に発揮することが可能となる） ○観光圏の魅力向上（着地型観光の推進）につながり得る〈別紙イメージ図参照〉	○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズにある程度の対応が可能 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・販売に参入しやすくなる ○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、本道観光の魅力向上につながり得る	○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズに最も的確に対応が可能 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・販売により参入しやすくなる ○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、本道観光の魅力向上につながり得る
デメリット	○広大な面積を有する本道の観光の魅力を十分に発揮できない（着地型観光の推進に十分につながらない） ○観光圏制度との整合が図れない（観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を十分に発揮させることができない）	○他の観光圏との連携など、圏外に及ぶ観光客ニーズには対応できない（例：上川・十勝両管内にまたがるガーデン街道ツアーなど） ○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズへの対応が十分とは言えない	○第２種旅行業者との競合が生じるおそれがある ○消費者保護の面でリスクの増大が確実 ○ブロックをまたぐ観光客ニーズには対応できない（例：上川・十勝両管内にまたがるガーデン街道ツアーなど） ○当該区域設定は合理的理由や法的な明確性に欠けた線引とならざるを得ない	○第２種旅行業者との競合が生じることは必至 ○消費者保護の面で重大なリスクが発生するおそれがある（事業者の弁済能力や営業保証金の範囲を超えるリスク発生のおそれ）
観光関係団体意見等	◆旅行業関係団体 現行の営業保証金額で責任やリスクを考えると、第３種の業務エリアは隣接市町村までが現実的	◆Ａ観光圏協議会〔第３種旅行業者〕 現実的には観光圏内まで（実施区域拡大が）可能になれば良く、それにより観光圏のメリットも増える（実際に、募集型企画旅行を手がけているが、観光圏内で隣接していない町との旅行が組めないことがネック）		◆Ｂ観光圏協議会〔第３種旅行業者〕 「広域周遊」ニーズへの対応が課題となっており、お客様の立場で対策を検討すると、業務範囲拡大（全道まで区域拡大することがお客様目線において合理的）が有効かつ高い利便性を有するものと考える
	◆Ｃ観光圏協議会　道が権限移譲を受け、どこまで地域事情などを勘案するのか不明なことから、どちらとも言えない〔当該団体は第２種旅行業者として登録〕			

※道内４ブロック圏域は、道央（石狩、空知、後志、胆振、日高）、道南（渡島、檜山）、道北（上川、留萌、宗谷）、道東（十勝、網走、釧路、根室）を想定

※観光地域づくりプラットフォーム：地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外に向かって販売するための窓口組織

観光圏と第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域との関係【試案1イメージ図】

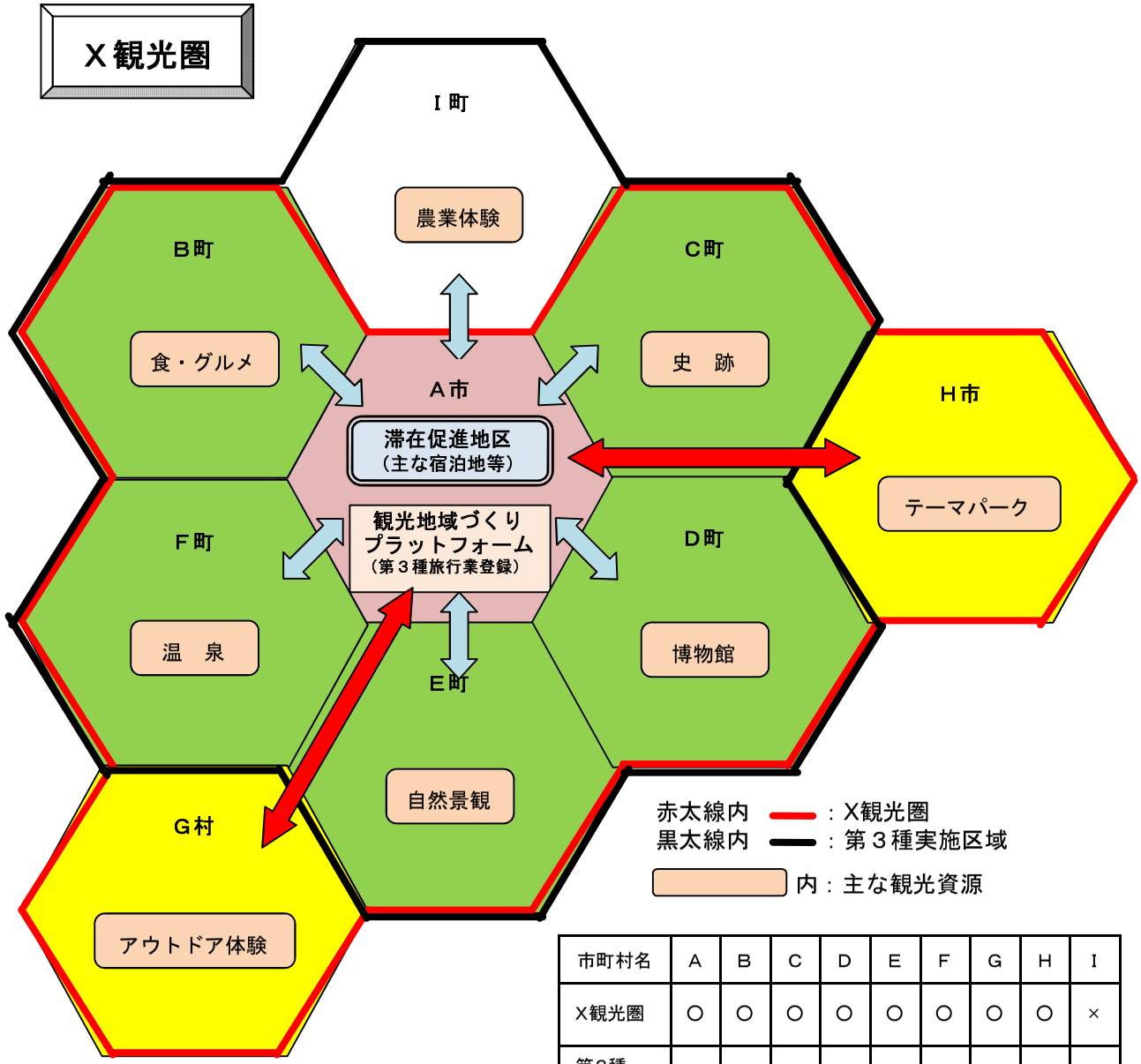

赤太線内 ： X観光圏
黒太線内 ： 第３種実施区域
内 ： 主な観光資源

市町村名	A	B	C	D	E	F	G	H	I
X観光圏	○	○	○	○	○	○	○	○	×
第3種実施区域（現行）	○	○	○	○	○	○	×	×	○

◇現行制度〔旅行業法施行規則第1条の二第三号〕
○第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域は、
①営業所の存する市町村及び隣接市町村
②観光庁長官の定める区域内（離島特例・半島特例）
に限定されている
○左図のケースでは、営業所の存する市町村（A市）及び隣接市町村（B町、C町、D町、E町、F町、I町）の区域内において第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施が可能であるが、X観光圏の区域内（構成団体）であっても、A市に隣接していないG村、H市への募集型企画旅行の実施は不可

↓

道への権限移譲（観光庁長官の実施区域を定める権限を知事に移譲）

↓

◇実施区域の拡大〔北海道知事が定める区域を観光圏整備法第8条第3項の国交大臣の認定を受けた観光圏内に拡大〕
○北海道知事の権限により、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施可能な範囲を、現行制度の区域（①営業所の存する市町村及び隣接市町村＋②離島・半島特例区域）に加え、観光圏の区域内（左図のケースではG村、H市）まで拡大することが可能となる

↓

◎実施区域の拡大（権限移譲）により期待できる効果等
観光圏内全域での観光資源の活用（例：G村のアウトドア体験、H市のテーマパークを活用した募集型企画旅行の販売・実施）が可能となることにより、観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を最大限に発揮することが可能となり、いわゆるオプショナルツアーの充実により観光圏の魅力向上（着地型観光の推進）につながることなどが期待できる
〈想定される例〉
近年、旅行会社のフリープランツアー利用や個人での直接手配による旅行形態が増加傾向にあるが、このような観光客などをターゲットに、観光圏内の観光資源を最大限活用したオプショナルツアーを現地で企画・販売することができるようになる。

道内観光圏等概要図（H25.4月現在）

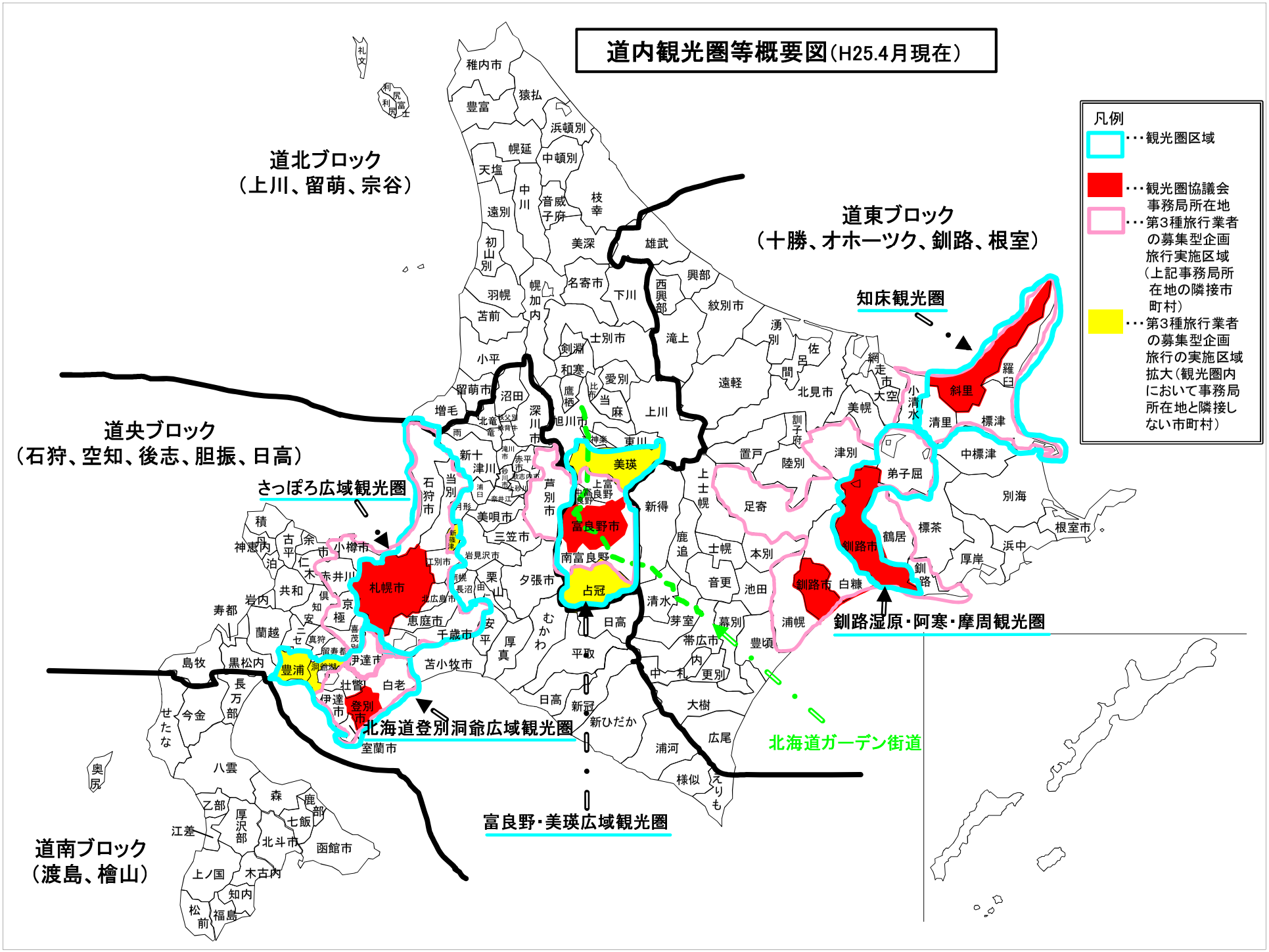

道州制特区提案の検討に向けたアンケート調査及び旅行業関係団体への説明の結果について

1. 第２種旅行業者へのアンケート調査

■**調査方法**：文書によるアンケート調査

■**調査時期**：平成２５年２月８日～２月２０日

■**調査対象**：**道内の３観光圏（「富良野・美瑛広域観光圏」「はこだて観光圏」「北海道登別洞爺広域観光圏」）の区域内に営業所を有する第２種旅行業者　計１６社**

（内訳：富良野・美瑛→２社、はこだて→７社、登別・洞爺→６社、複数観光圏重複→１社）

◇当該調査については、別添１の試案１が実現した場合に一定程度の影響等が想定される、上記の３観光圏に絞って実施

◇アンケート調査票は調査対象である各第２種旅行業者の本社あてに送付

■**回 答 数**：２社（回収率１２．５％）

■**回答内容**：賛同１社、反対１社（詳細については、次のとおり）

観光圏	回答者所在地	回　答　内　容
はこだて観光圏	本店：札幌市 支店：函館市	**この提案については賛同します。** **現状の道内第２種の業者と競合することはないでしょう。** ただし、現状では、「絵に描いた餅」です。現状では、このような仕事をできる「スキル」を持っている方がいません。 ①地元の観光業者（宿泊、体験、食事等）との連携及び調整能力があるか ②道内及び国内の地域を活かした観光について、基本的な情報、知識を持っているか ③マーケットに対し、パイプ（特に大手エージェント）を持っているか ④宿泊業界、キャリア、エージェント等の基本的な業務知識を持っているか　・・・等が必要です。 現状では、道内１種、２種の業者の中でも、地域のプラットフォームを構築できる人材はいません。 既に活動されている箇所もトラブルは多いと思います。提案するだけでなく、「人材育成」も並行して考えて行かないと、実現は難しいと思います。
はこだて観光圏	本社：函館市	当社は、費用をかけて２種旅行業の登録をし、地域から発信の近隣を含んだ広域観光を企画して実施しております。 また、莫大な費用をかけ、ネットから手配できるシステムを構築しております。 ３種と２種が似たような業務ができることにより、２種旅行業の必要性が薄れ、競合し影響が及ぶことは免れません。 ２種旅行業が、大手の代売に依存することなく、自らの地域の着地型広域旅行を企画発信していくことは、とても重要なことだと考えております。 よって、**現状の案には、反対とし、中抜けにならないよう（いずれにしても）２種旅行業者にも配慮した支援策が必要と考えられます。**

※上表以外の１４社については無回答（特に意見等が無かったものとして取り扱うこととしている）。

2. 旅行業関係団体への説明

■**説明方法等**：旅行業関係の２団体を訪問し説明

■**説 明 時 期**：平成２５年２月（上記１．のアンケート調査の前後にそれぞれ１回説明）

■**説明結果の概要**

○先に（平成２４年１１月）、旅行業関係団体から指摘させてもらった問題点などについては、その後、道の方でもよく理解していただいているものと感じる。

○試案１の「各観光圏内」であれば、第２種旅行業者への影響も大きくないのではないかと思われる。

○くれぐれも試案１より実施区域を拡大することがないようにしてもらいたい。

○このような議論をきっかけに、第３種旅行業者も新たな事業に参入し、地域の観光を振興する意欲を持ってもらいたい。そういう点では、意味のある提案だと思う。

一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）北海道支部からの意見について

1．提案検討等の経緯

○提案検討項目「第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲」については、平成24年11月以来、全国旅行業協会北海道支部をはじめ、関係団体等とも意見交換などを行いながら、提案内容について調整・整理等を行ってきた。

○当該提案については、全国旅行業協会北海道支部などから、消費者保護や第2種旅行業者との競合などの問題点が指摘されたことから、北海道知事への権限移譲後に、実施区域の拡大を行う範囲については、観光圏整備法第8条第3項の国土交通大臣の認定を受けた「観光圏」の区域内までを想定した提案とすることで、全国旅行業協会北海道支部をはじめとする関係団体・旅行業者等の一定の理解を得ていた。

○本年3月28日に開催された第51回提案検討委員会において、当該提案について審議の結果、当事務局（道地域主権局）に対して答申案の作成について指示があったことから、第52回提案検討委員会における議事事項として、事務局から提出した整理案（資料○）を審議の対象とすることとした。

○第52回提案検討委員会の会議資料（整理案）の取りまとめに先立ち、再度、全国旅行業協会北海道支部の事務局に対し、提案内容の説明を行い、整理案の内容確認の依頼を行ってところ、本年4月30日に同支部事務局から当事務局あてに次の「2．全国旅行業協会北海道支部の意見の概要」のとおり電話連絡があった。

2．全国旅行業協会北海道支部の意見の概要

○平成24年6月頃、旅行業に係る**国の規制緩和に伴い、旅行業者の新たな種別として「地域限定旅行業」の創設が検討されていた際に、**この「地域限定旅行業」の業務範囲は限定的（営業所の存する市町村及びその隣接市町村等の区域内に限定した募集型・受注型企画旅行及び手配旅行）であるが、登録要件が緩和（営業保証金100万円＋基準資産100万円）されていることから、**既存旅行業者等への影響などが懸念され、全国旅行業協会においても、協会への加盟を認めるか否か、その是非について議論があったところ。**

○結局、**国は、平成24年12月の旅行業法施行規則の改正により、「地域限定旅行業」を検討案どおりに創設し、本年4月1日から施行**することとなったことから、全国旅行業協会としても、年会費の金額などを決定し、正式に旅行業の一つとして、**協会への加盟を認めることとなった。**

○このように「地域限定旅行業」がスタートすることで、国による旅行業の規制緩和が実際のものになってみると、その上更に**北海道において、道州制特区制度を使って、規制緩和を進めていくことについては、**既存事業者への影響や旅行者（消費者）保護の危うさ等から、**全国旅行業協会北海道支部としては、①旅行業務の適正な運営の確保、②旅行業務に関する取引の公正の確保など、法定業務上も反対の立場をとらざるを得ないと判断**した。

○**全国旅行業協会北海道支部としては、道州制特区制度の活用によって、観光資源の更なる魅力作りや新たな観光資源の発掘につながる提案をお願いする次第である。**

旅 行 業 登 録 制 度 の 概 要

1 旅行業の登録

旅行業法では **①報酬を得て ②旅行業務を取り扱い ③事業として行う者**は、観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けなければならないと定められている。

※旅行業務とは‥‥運送・宿泊サービスの**代理・媒介等**をすること

［旅行業務に該当しない事例］
- 運送・宿泊以外のサービスのみを旅行者に提供するもの（プレイガイド、ガイド等）
- 運送事業者が行う日帰旅行
- 運送機関の代理人として発券する業務のみを行う場合(航空運送代理店、バス等回数券販売所)

・・・など

2 旅行業の種別等

種別＼区分		登録行政庁〔申請先〕	業務範囲 企画旅行（注１） 募集型 海外	業務範囲 企画旅行（注１） 募集型 国内	業務範囲 企画旅行（注１） 受注型	業務範囲 手配旅行（注２）	登録要件 営業保証金（注３）	登録要件 基準資産	登録要件 旅行業務取扱管理者の選任
旅行業者	**第１種**	**観光庁長官**	○	○	○	○	7000万 (1400万)	3000万	必 要
旅行業者	**第２種**	主たる営業所の所在地を管轄する**都道府県知事**	×	○	○	○	1100万 (220万)	700万	必 要
旅行業者	**第３種**	主たる営業所の所在地を管轄する**都道府県知事**	×	△ （隣接市町村等）	○	○	300万 (60万)	300万	必 要
旅行業者	**地域限定** (H25.4.1新設)	主たる営業所の所在地を管轄する**都道府県知事**	×	△ （隣接市町村等）	△ （隣接市町村等）	△ （隣接市町村等）	100万 (20万)	100万	必 要
旅行業者代理業		主たる営業所の所在地を管轄する**都道府県知事**	旅行業者から委託された業務				不要	―	必 要

（注１）「企画旅行」とは、旅行業者が、あらかじめ（募集型）又は旅行者からの依頼により（受注型）、旅行に関する計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービスの提供に係る契約を、自己の計算において締結する行為。
- 募集型企画旅行‥‥旅行業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ旅行の計画を作成するもの
- 受注型企画旅行‥‥旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの

（注２）「手配旅行」とは、旅行業者が、旅行者の依頼により、旅行者が運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることができるように、旅行者のために代理、媒介又は取次をする契約。

（注３）旅行業者が、旅行業協会に加入している場合は、営業保証金（上段）の５分の１の金額（下段）を弁済業務保証金分担金として協会に納付することにより、営業保証金の供託が不要。